

# 杭州大会現地視察中における協議通訳（日本語・英語）手配業務委託（単価契約） 基本仕様書

## 1 業務名

杭州大会現地視察中における協議通訳（日本語・英語）手配業務委託（単価契約）

## 2 業務の実施期間

契約締結日から 2023 年 11 月 30 日(木)まで

## 3 業務内容

現在、2026 年開催予定の愛知・名古屋大会の開催に向けて、各種調整検討を行い、準備を進めているところである。2023 年 9 月より、先催大会となる第 19 回アジア競技大会・第 4 回アジアパラ競技大会が中国・杭州で開催されるため、職員が当地に渡航し、同大会を現地視察する。その際、アジア・オリンピック評議会（以下、「OCA」という）をはじめとする関係者間との打ち合わせにて協議・交渉を行い、これを円滑に行うため、通訳者（日本語・英語、逐次）を派遣するもの。

### （1）実施日および時間

2023 年 9～11 月の間の組織委員会が依頼する日とする。1 日あたりの拘束時間は休憩 1 時間を含む 9 時間とし、開始時間および終了時間は日によって変動する。

原則として通訳実施予定日の一か月前までに組織委員会より受託者へ、確定した実施日、開始時間および終了時間（1 日あたり 9 時間）を通知する。

参考として別紙 1「通訳実施日スケジュールイメージ（仮）」を示すが、今後変更の可能性は十分にあり、通訳実施日を確定させるものではない。

### （2）実施場所

中国・杭州大会関連施設（競技会場、練習会場、OCA 本部ホテル等）

### （3）人数

1 人（1 日あたり）

※原則として、別紙 1「通訳実施日スケジュールイメージ（仮）」における各回（計 4 回）の期間中の通訳者は同一人物とする。

### （4）予定通訳日数（最大）

42 日間

※連続した日程とは限らない。

### （5）宿泊場所

組織委員会が手配し、組織委員会が負担する。

### （6）渡航

別紙 1「通訳実施日スケジュールイメージ（仮）」での各回につき、原則として 1 往復に限り、必要に応じて組織委員会が手配し、組織委員会が負担する。

### （7）現地の移動手段

組織委員会が手配し、組織委員会が負担する。

## 4 実施についての留意事項

（1）通訳者（不測の事態に伴う代理通訳者を含む）が本業務遂行に十分な能力、経験等を有すること。（例えば、以下の点）

ア 一般的な行政用語に加え、スポーツ関連用語にも日本語・英語ともに精通していること。

イ 開催都市契約の内容や OCA・APC 主催の会議等で使用される特有の用語に日本語・英語ともに精通していること。

- (2) 受託者は、通訳者の能力・適性等を適切に把握し、無理なくかつ効率的な派遣計画で通訳者を手配すること。
- (3) 通訳者間、受託者・通訳者間の連絡体制を緊密とし、組織委員会からの指示等に迅速かつ正確に対応すること。
- (4) 不測の事態があっても必要な通訳者を確実に派遣できるようなリスク管理体制を整えること。
- (5) 2023年5月17日(水)までに従事する可能性のある通訳者(複数)の大会会場等に入場するためのア krediyteshon申請に必要なため、必要情報(氏名・国籍・生年月日・性別・パスポート番号・パスポート有効期限・現住所・電話番号・メールアドレス・顔写真データ等)及び通訳実績(様式自由)を組織委員会にすみやかに報告すること。ただし、通訳者が中国居住者の場合は取り扱いが異なるため、別途指示する。
- (6) 上記パスポート有効期限は2024年1月1日以降の日付であること。
- (7) コロナワクチン接種回数等、中国入国条件を求めた場合でも対応できること。

## 5 代金の支払い

本契約は1日あたりの金額の単価契約とする。

履行期間終了後、上記3(1)にて通知する「確定した総日数」に契約単価(1日あたり)を乗じたものを精算し、支払うものとする。

## 6 業務の完了

以下の提出をもって業務完了とみなす。

### (1) 納品物

別紙2「業務完了報告書」 1部

### (2) 納期

2023年11月30日(木)

### (3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会国際課  
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎1階)

## 7 特記事項

受託者は、別紙3(個人情報取扱事務委託基準)及び別紙4(情報セキュリティに関する特約条項)を遵守しなければならない。また、受託者は、受託者が課せられている事項と同一の事項を通訳者に順守させなければならない。

## 8 その他

仕様書に定めのない事項については、受託者と組織委員会とで協議を行うものとする。





## 個人情報取扱事務委託基準

## (基本的事項)

第1条 受注者（以下乙）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会個人情報取扱規程等を遵守しなければならない。

## (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らすてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

## (従業者の明確化等)

第3条 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者（以下甲）が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

- 2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

## (再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

## (目的外収集及び利用の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

## (第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

(第三者等からの回収)

第11条 乙が、個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第12条 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

## 情報セキュリティに関する特約条項

## (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

## (規程等の遵守)

第2条 受注者（以下乙）は、本契約に係る業務の遂行に当たって、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会情報管理規程を遵守しなければならない。

## (機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者（以下甲）の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等をいう。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

## (従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

## (再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

## (ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務遂行に当たって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、

この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。  
(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立入検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立入検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。乙はこれに従わなければならない。